

宇都宮地方裁判所委員会（第13回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

1 日時 平成20年7月16日（水）13：30～15：30

2 場所 宇都宮地方裁判所所長室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

板橋賢二，吉光寺ヒロ子，柴恵子，白井孝雄，西岡清一郎，宮川博行，矢古宇克

金子達也，坂本裕一，代田郁保，田中重夫，田中徹歩は欠席

（説明者）

池本壽美子（宇都宮地方裁判所判事）

（庶務）

津田豊事務局長，江川智津乃事務局次長，佐藤信哉総務課長，大竹正彦総務課課長補佐

4 議事

（1）新任委員の自己紹介

（2）裁判所からの説明等

ア 模擬裁判（7月8日～10日実施）の概略及びDVD視聴

イ 今後の広報活動について

（3）意見交換等

【選任手続の録画を視聴後】

- ・ 裁判員選任手続当日は，当日用の質問票を書いた上，更に質問を受けるのか。（委員）
- ・ 当日は，質問票に虚偽の事実を記載すれば処罰の対象になるので，その点を確認するために質問した。また，裁判に当たって気がかりなことはないかということも質問した。当日の質問票にも記載してもらう事項があるので，裁判長からの質問としては，その程度で十分である。（説明者）
- ・ 実際に裁判員に選ばれるのは，不選任請求や辞退が認められた人を除いた上での抽選となるのか。（委員）
- ・ そのとおりである。抽選はパソコンを使って行った。（説明者）
- ・ 現実には，今年の12月ごろに，候補者名簿に登載された人に調査票が届くわけだが，県民の300人に1人くらいの割合で，調査票が届くと考えていただきたい。（委員長）
- ・ 実際に事件が起きて，手続が進み，公判期日が決まると，呼び出す裁判員候補者を選び，呼出状と事前質問票を送付する。送付される書類には，具体的な公判期日が書いてあり，その時点でも，辞退の申出ができる。今回行った模擬裁判でも，従業員への給与の計算が忙しくて行けない，期日が娘の出産予定とぶつかるので行けないという人がいた。辞退が事前に認められれば，呼出しを取り消すこともあり，模擬裁判でも実際に取り消した人がいた。（説明者）
- ・ まずは 裁判員候補者名簿に登載時に送られる調査票にきちんと事情を書いてもらい，その事情が分かれば配慮することは当然可能である。（委員長）
- ・ 調査票や質問票に書いてあることが真実か虚偽か，判断は難しいのではないかと。（委

員)

- ・ 裁判員に選任された人の中で、虚偽の事柄があったとしたら、それが分かった時点で、検察官や弁護士から解任の請求を行ってもらえることになると思う。(説明者)
- ・ 栃木県内の裁判員裁判対象事件は平均で年60件くらいだが、候補者名簿には何人くらい登載されるのか。(委員)
- ・ 平成21年用は年途中からの施行のため、計算上は4,000人くらいになるが、実際には5,000人程度の登載になるのではないか。(説明者)
- ・ その人たちに、名簿登載通知がいくのか。(委員)
- ・ そのとおりである。裁判員候補者名簿に登載された者の中から、更に具体的な事件の候補者として、選任期日の6週間前までに呼出状等が送付されることになる。(説明者)
- ・ 名簿に載っても、いつ呼出状が来るのか分からないのか。ところで、事件が起きてからどのくらいで呼び出されるものなのか。(委員)
- ・ 公判前整理手続で争点や証拠を整理し、審理計画を立ててからになるので、当該事件で呼び出されるのは、起訴されてから少なくとも一、二か月はかかると思う。(説明者)
- ・ 1事件当たり50人から100人を呼び出すと聞いているが。(委員)
- ・ 多めに呼び出すので、そのくらいの人数になると見込んでいる。(説明者)
- ・ 裁判員6人と補充裁判員6人を選ぶことになるのか。(委員)
- ・ それは最大数で、大規模な事件ではあり得る。3日間で終わる事件であれば、補充裁判員は2人程度ではないだろうか。(説明者)
- ・ 審理が長くなる時は、どのように対応するのか。(委員)
- ・ 事件ごとに補充裁判員の数を決めるので、審理が長くなる事件は、補充裁判員を多く選任することになる。(説明者)
- ・ 3日間とはいえ、ぎっしりと審理したら、相当疲れると思う。今回の模擬裁判の裁判員役はよくやっていた。(委員長)
- ・ 補充裁判員が裁判員になるケースはあるのか。(委員)
- ・ 2日目、3日目の期日に裁判員の中に来ない人がいれば、致し方ない。(説明者)
- ・ 国民の義務はできる限り履行していただきたいというのが第一である。(委員長)
- ・ 裁判員裁判は、補充裁判員を選任して進めることになるだろう。以前行った模擬裁判でも、2日目から来なくなった裁判員もいた。(説明者)
- ・ 裁判員が法壇に座るのは、緊張すると思う。かつて自分でもそうだった。それを和らげるのも、裁判官の仕事だろう。(委員長)
- ・ 今回の模擬裁判では、親族に精神障害者がいるかという質問はしなかったのか。(委員)
- ・ 言いたくないことを刑罰で強制するのは問題だと思う。精神障害者のことは、不公平な裁判というところの決め手にはならない。その質問が有利不利のどちらの判断に傾くかは言い切れない。(説明者)
- ・ 精神障害などの質問は、差別や偏見を引き起こすのではないか。(委員)
- ・ DV被害などはどうなのだろう。(委員長)
- ・ 被害感情を持っているだろうし、それは聞いてもよいのではないか。(説明者)
- ・ 公平な裁判をする自信がないとした者がいたら、どうなるのか。(委員長)

- ・ 理由あり不選任又は理由なし不選任の対象にかかってくるのではないかと思う。(説明者)
- ・ 選任期日に来ても選ばれないこともあるわけだが、栃木県の方は裁判所に来てくれるだろうか。市役所などの官庁はどうだろうか。(委員長)
- ・ 1日で戻れる可能性が高くて、部署やポストによると思われる。(委員)
- ・ 裁判員の選任を何かのオーディションと勘違いしている人もいる。選出された6人に通知すればよいという意見もあるが、事件関係の不適格事由もあるので、書面だけで進めるのは無理がある。(説明者)
- ・ 選任手続を見せてしまうことがよいのか。裁判員制度を陪審と同じだと思っている人がいる。(委員)
- ・ たくさんの方の人数の方に裁判所に来てもらうことになるが、選任手続を速やかに済ませ、選任されなかった人には、なるべく早く帰ってもらうのがよいだろう。(委員長)
- ・ 仕事をしながら都合をつけるのは大変なことだと思う。(説明者)
- ・ 裁判員をやる気があっても、選ばれなければ不満が生じることになる。対応する職員も丁寧に接する必要があると思う。(委員)
- ・ 覚悟を決めてくる人が多くなるのではないか。(委員)
- ・ 選ばれない人からは恨まれるかもしれない。(委員)
- ・ 国民の不安や負担をどうするのか。いろいろな機会に、裁判員制度のことを広報していくしかない。(委員長)
- ・ 名簿登載通知を出すと、かなり問い合わせがあるのではないか。(委員)
- ・ 一次的にはコールセンターで対応することになるが、個別的な質問は宇都宮地裁に問い合わせがあるだろう。(委員長)
- ・ 今年は、振り込め詐欺が最高件数となっている。詐欺は減っているものの、振り込め詐欺は増えている。裁判員に選ばれなかった人には、裁判所の職員がきちんと対応することが必要である。(委員)

【公判手続の録画を視聴後】

- ・ 今回の模擬裁判は、テーマ自体が難しかったと思う。鑑定書で被告人の責任能力ありとの意見が出ていたので、弁護人は審理の進め方が大変だったと思う。この模擬裁判は、裁判員を意識した争点の整理をして行っている。そうでなければ、3日間ではできない。(委員長)
- ・ 今回は、裁判員裁判に向けた鑑定の在り方に関心のある医師に鑑定人役をお願いした。話が上手で、法廷での話もよく分かり、書類の読み返しがなく、理想的だった。争点は責任能力、鑑定書が信頼できるかどうかであった。全国の模擬裁判の中には、責任能力がなかったとの結論も出ている。(説明者)
- ・ 検察官の立証も大変だと思う。弁護人も熱が入っていて、正面からぶつかっていた。(委員長)
- ・ 被告人は、どのように呼んだらいいのか。(委員)
- ・ 被告人と呼ぶことが多いが、名前と呼ぶ弁護人もいる。被告人をよく知る証人に「被告人」と言っても分かりにくいということもある。(説明者)
- ・ 初めて裁判をする裁判員にはどう接するか。裁判官として、裁判員の気持ちを解きほ

ぐす点での苦勞などは今回あったか。(委員長)

- ・ 今回の裁判員は皆さんまじめだった。裁判員が行う証人や被告人への質問は、予め別室で段取りをつけて進めた。(説明者)
- ・ 質問は難しい。一度別室に引っ込むのがよいと思う。(委員)
- ・ 次回は、法廷での審理部分が収録されたDVDを視聴した上で、模擬の評議を行いたい。次回期日は、追って11月下旬か12月上旬に設定したい。(委員長)

以 上